

岩手県公安委員会告示第3号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項の規定に基づき、同項の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成25年2月8日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地	指定年月日	診断の対象者
寺山 靖夫	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号	平成24年12月4日	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
千葉 健一	岩手県立大東病院	一関市大東町大原字川内128番地	〃	